



医療機関等を受診の際は 「マイナンバーカード」をご利用ください

★ 重要なお知らせ ★

令和6年12月2日以降、**新しい健康保険証は交付されず、
マイナンバーカードでの受診が原則**となります。

**Q. マイナンバーカードを紛失した場合や、
手元にない場合等はどうなる？**

- 令和6年12月2日以降は、お手元にマイナンバーカードがない方等に対し、資格情報などを記載した「**資格確認書**」を無償交付します。
※**交付方法は裏面(2ページ目)**をご参照ください。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、今までと変わりなく、医療機関を受診することができます。

**Q. 現在交付されている健康保険証
(被保険者証)はいつまで利用できる？**

- 令和6年12月2日時点でお手元にある、有効な美浜町国民健康保険の被保険者証は、**最長で令和7年3月31日(有効期限が令和7年3月31日より前に切れる場合は、その有効期限)まで**そのまま利用することができます。
※**有効期限満了後の取扱は裏面(2ページ目)**をご参照ください。



! マイナンバーカードで医療機関を受診するための登録
をしていない方は、以下の申請・登録をお願いします。

マイナンバーカードで医療機関を受診するための登録状況が不明な場合は、ご自身のスマートフォン等を用いてお調べいただくか、実際に医療機関等で試用してお確かめいただくほか、役場の窓口等で確認できます。

※マイナンバーカードで受診する際や、受診のための登録状況の確認の際は、利用者用電子証明書が有効なマイナンバーカードと暗証番号が必要です。
**マイナンバーカードで医療機関を受診するための登録をしていない場合は、
以下の手順で登録できます。**

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■ 申請方法

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 写真証明機からの申請
- ④ 役場窓口での申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ① マイナポータル から登録
- ② セブン銀行ATM で登録
- ③ 医療機関・薬局の受付での登録
- ④ 役場窓口での登録



※役場での手続きは、窓口が混雑している場合、長時間お待ちいただくおそれがあるのでご注意ください。

医療機関等で マイナンバーカード を 利用する場合、以下のメリットがあります

1 データに基づく最適な健康管理ができる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるほか、マイナポータルでご自身の健診結果等の医療情報を確認できるようになります。

2 医療費を約20円節約できる

被保険者証などで受診するよりも、皆さまの保険税で賄われている医療費を約20円節約でき、自己負担する額も低くなります。

3 手続きなしで自己負担限度額を超える窓口負担が免除

高齢受給者証（※70歳以上の方に交付）の提示 及び 限度額認定証等の申請・提示が不要となります。（提示をしなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。）
※国民健康保険税に滞納がある方等を除きます。

健康保険証の有効期限満了後の取扱い・・・ マイナ保険証・資格確認書

お手元にある健康保険証（被保険者証）は、**有効期限まで従来どおり利用できます**。
※**健康保険証の有効期限満了後**（有効期限が過ぎた後）は、マイナンバーカードで医療機関等を受診するための登録の実施状況により、**以下のとおり、医療機関等に提示する書類が異なります**。

マイナンバーカードで
医療機関等の受診が

できない

場合

健康保険証の有効期限満了日までに「資格確認書」（カード型）を送付します。

※当初、A4程度の大きな様式を想定し広報していましたが、従来の被保険者証と同様のカード型に変更となりました。

- ・「資格確認書」は、健康保険証の有効期限満了日までに役場から自動で送付されますので、**申請等は不要**です。 ※健康保険証を紛失した場合等は、役場での「資格確認書」の交付申請が必要です。
- ・限度額認定証等については、役場への申請等により別途交付を受け、「資格確認書」と併せて提示する必要があります。

マイナンバーカードで
医療機関等の受診が

できる

場合

「**マイナ保険証**」（※健康保険証利用登録済みのマイナンバーカード）**を利用してください**。

- ・健康保険証の有効期限満了日までに「**資格情報のお知らせ**」が役場から送付されますが、**この書類で医療機関等を受診することはできません**ので、必ず「マイナ保険証」で受診してください。
- ・「資格確認書」は、原則、交付対象外です。限度額認定証等の手続きや提示は不要となります。
- ・マイナンバーカードを紛失した場合は、マイナンバーカードの再交付に係る手続きが必要です。手続きがお済みの方で、マイナンバーカードが再交付される前に医療機関等を受診する予定がある方は、役場での申請により、有効期間が短い「資格確認書」の交付を受けることが可能です。

* **国民健康保険税に滞納のない方** は、「資格確認書」「マイナ保険証」を医療機関等に提示することで、従来どおり、医療費の3割（または2割）の自己負担で受診することができます。

* **国民健康保険税に滞納のある方** は、場合により、「資格確認書」「マイナ保険証」を医療機関等に提示した上で、医療機関窓口で医療費の全額（10割）を負担し、その領収書等を元に役場窓口にて償還払い（特別療養費の支給）の手続きをする必要があります。詳しくは税務課（☎0738-23-4903）までご相談ください。